

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川 富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882



確定申告の期限 個別申請で延長可能

新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、国税庁は、令和3年分確定申告の納付期限の延長の申請を簡単にできるようすると発表した。延長後の期限は4月15日（金）まで。

オミクロン株による感染の急速な拡大のため、確定申告期間（申告所得税は2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常

の業務体制が維持できずに、申告が困難となるケースも想定される。

そのため、確定申告期限後の提出時に、申告書の余白等に「新型コロナウイルスの影響により延長を申請する」旨を記載することで、申告・納付期限を延長することができる。手続きを簡素化するため、延長には事前の申請は必要はない。

M&A件数が過去最高に IT関連や飲食業など増加

2021年に日本企業が関わったM&A（合併・買収）の件数は4280件で、過去最多となった。

新型コロナウイルス禍による消費行動の変化に伴い、ITを活用

したデジタル関連や宿泊・飲食といった分野で再編の動きが目立った。

M&A助言会社のレコフによると、昨年1～8月の件数は前年同期比15・8%増の2794件と1985年の統計開始以来、過去最高を記録。年間で最高だった2019年の4088件を超えた。

コロナ禍では、自粛経済で業績が著しく悪化した企業と、手元資金に余裕があり、不景気でも攻勢に出られる企業との二極化が進んだ。

コロナ後の成長を見据える企業の投資意欲は高く、今後デジタル関連や飲食・宿泊などのM&Aは増加傾向が続くとみられる。

50代対象の求人が増加 定年延長によるシニアの活用

転職サイトを運営するエン・ジャパンは、「定年延長によるミドル・シニアの活用」の調査結果を発表した。調査では転職コンサルタントを対象に、「直近、50代を対象とした求人は増えていると感じますか？」と尋ねたところ、43%が「増えている」と回答。

また、50代以上の求人が増えている理由については、「若手人材の不足により、採用人材の年齢幅を広げざるを得ないため」（63%）がトップ。次いで「既存事業拡大に伴う経験者募集が増えているため」（53%）、「新規事業立ち上げに伴う、経験者募集が増えている」（37%）と続いた。シニア採用にあたっては、まずは顧問や契約社員など非正規採用で受け入れ、お互いの意向が合えば正社員や幹部に登用するケースが多かった。



BCP(事業継続計画)

BCPとは事業継続計画 (Business Continuity Plan) の頭文字を取った言葉。企業が、大規模な自然災害や今回の新型コロナウイルス禍などといった危機的な状況下に置かれた場合でも、損害を最小限にとどめつつ、重要な業務が継続できる方策を記述した計画。

内容としてはバックアップシステムの整備やオフィスの確保、即応した要員の確保などが典型。BCPを策定するメリットは、緊急非常時に、事業を継続・早期復旧するということだけでなく、平時においても、自社の経営の実態を把握することにより、日々の経営管理を再確認したり、取引先や銀行等からの評価や信用が高まり、企業価値の向上につながる。



営業ノルマの未達成と 違法となるペナルティ

— 解雇、商品買い取り強制など

営業担当者に販売ノルマを課すこと自体に法的な問題があるわけでは
ありませんが、ノルマ未達成を理由に解雇したり、商品買い取りを強制
することは違法となります。そこで今回は、ノルマを達成できなかった
場合に課すペナルティが違法となる可能性が高いケースについて取り上
げます。

営業ノルマは、部門ごと、あるいは
個人ごとに設定する売上や契約件数
などの目標です。目標の設定は、業
務評価など重要な指標となり、モチ
ベーションの向上にもつながります。

●違法となる可能性が高いケース●

- ①ノルマ未達による解雇・減給
- ②商品やサービスの買い取り強制
- ③ノルマ未達分の給与天引き、罰金
- ④過度な叱責・罵倒
- ⑤明らかに過大なノルマの設定
- ⑥大幅減額した懲罰的な降格人事

しかし、会社が営業ノルマ達成に
熱心なあまり、違法行為が発生して
しまうケースがあります。

◆ノルマ未達に対する懲戒処分（減給・解雇等）◆

営業ノルマの未達成を理由に、減
給や解雇などの懲戒処分を行うこと
は、労働基準法違反や労働契約法違
反にあたる可能性があります。

懲戒処分は、重大な規則違反や違
法行為などに認められるものであ
り、ノルマ未達というだけでは原則
的に懲戒処分の対象にはなりません。

明らかに仕事をさぼって、ノルマ
を達成しないような、本人の責任が
重い特殊な場合に懲戒処分が有効と
されることもあります。一般的に
は、懲戒権の濫用となり懲戒処分は

無効とされます。

また、ノルマ未達の罰として、罰
金を科すような処分は、違法である
ことは明らかといえます。

◆ノルマ未達分の商品の買い取り・ 給与天引き◆

社員に対し、ノルマ未達成部分の
商品の買い取り（自腹購入）を強制
したり、その分の給与を天引きする
ことは、そもそも労働契約の内容に
はなりませんので、一種の「押し
売り」とも言え、労働基準法に違反
する行為であるといえます。

◆ノルマ未達による叱責・罵倒◆

ノルマを達成できなかったことに
より、殴る、蹴るなどの暴行は論外
ですが、職場で必要以上に叱責・罵
倒することも、個人の人格権を侵害
する違法行為とされる可能性があり
ます。

このほか、ノルマ未達の罰として、
1人だけ離れた席への移動、職場で
孤立させる、本来の業務とは関係な
い雑用しかさせないなどの行為
は、身体的もしくは精神的な苦痛を
与える違法なパワハラ行為とされる
可能性があります。

◆過度のノルマ◆

営業ノルマが従業員の能力や過去
の実績に応じて適切に設定されたも
のであったかどうかも重要です。目

標が誰から見ても明らかに過大で、
遂行が不可能あるいは客観的に不
当であると認められるような場合に
は、問題となる可能性があります。

また、特定の人を退職させることを
意図したり、嫌がらせ目的で過大な
販売目標を課すような場合も、違法
となる可能性があります。

◆大幅な減額での降格◆

ノルマを達成したことで人事査定
でプラス評価をつけたり、それを受
けて賞与額を決定するなどは、通常、
会社の人事権の範囲内であり、違法
とされることはありません。

難しいノルマを達成した従業員を
昇格させるのと同じように、ノルマ
を達成できなかった従業員を降格さ
せることは、成果主義を人事制度と
して採用し、降格となることが就業
規則等により根拠づけられている会
社の場合には、適切に人事評価を行
っている限り、原則的には違法行為
ではありません。

ただし、ノルマ未達による懲罰的
措置として降格（たとえば部長職か
ら平社員などへの降格）までいくと
ケースバイケースです。役職手当の
減額がなされることで、既に保障さ
れている賃金額が減額されることか
ら、減額幅次第では違法となる余地
があります。



事業復活支援金 申請受付が開始

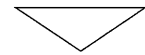
■給付対象、手続きなど■

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した中小企業や個人事業者等に対して、その事業規模に応じて給付金を支給する「事業復活支援金」の申請受付が始まりました。今号では、申請の受付開始にあたり、事業復活支援金の給付対象や手続きなどを今一度確認してみます。

■対象者■
新型コロナウイルスの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

◇対象◇

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者



◇給付額◇

基準期間の売上高－対象月の売上高×5

◇基準期間◇

「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

◇対象月◇

2021年11月～2022年3月のいずれかの月
(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

◇給付金上限額◇

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

30%以上50%未満減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主。(業種や所在地を問わず給付対象)

■給付上限額■

売上高が50%減少している場合の上限額は、個人事業者が50万円、法人の場合、年間売上高1億円以下は100万円、同1億円から5億円が150万円、同5億円以上が250万円です。

売上高が30%から50%減少の場合の上限額は、個人事業者30万円、法人の場合、年間売上高1億円以下が60万円、同1億円から5億円が90万円、同5億円以上が150万円となります。

■基準期間と対象月■

給付額の算出方法は、給付額＝「基準期間の売上高」－「対象月の売上高」×5となります。

「基準期間」とは、

- 2018年11月～2019年3月、
 - 2019年11月～2020年3月、
 - 2020年11月～2021年3月の
- いずれかの期間のうち、比較に用いた月を含む期間です。

「対象月」は、

2021年11月～2022年3月のいずれかの月となります。

例えば、2021年12月の売上が2018年12月より50%以上減少し

ていた場合、

基準期間は

「2018年11月～2019年3月」となり、
対象月は

「2021年12月」となります。

■登録確認機関による事前確認■

国が認定した登録確認機関(税理士、商工団体、金融機関など)による事前確認が行われます。事前確認では、TV会議/対面/電話を通じ、事務局が定めた書類の有無の確認や質疑応答等の形式的な確認を行います。

■申請■

事前確認が終了したら、事業復活支援金事務局の申請用webページから申請を行います。

具体的には、申請用のwebページでアカウント登録を行い、申請に関する基本情報を入力、必要書類(確定申告書、対象月の売上台帳、履歴事項全部証明書(法人)、通帳の写し等)の添付を行うオンライン申請が基本となります。

申請期間は5月31日。

詳細は事業復活支援金事務局で確認ください。

〈ホームページ〉

<https://jigyounkatsushu.go.jp/index.html>

〈問い合わせダイヤル〉

0120-789-140



財務省など…消費税インボイス制度 免税事業者に関するQ&Aを公表 独禁法等で問題となる行為を示す

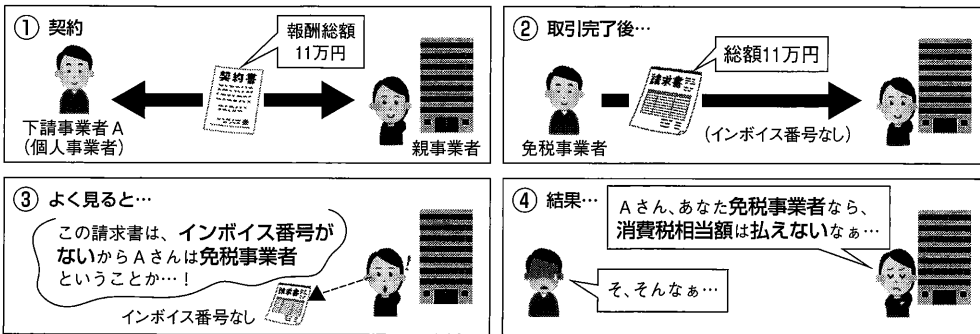
財務省はこのほど、令和5年10月1日より開始されるインボイス制度（消費税の適格請求書等保存方式）について、免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにするため、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表（公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省との連名）しました。

独占禁止法等で問題となる行為

Q&Aでは、「免税事業者への影響」、「課税事業者の留意点」など、全7項目の対応を示しています。

特に、「独占禁止法等において問題となる行為」の項目について様々なケースを提示。例えば、取引対価の引下げについて、「発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わないといった行為は、下請法上で禁止されている下請代金の減額として問題となり得る」といった事例などを示しています。

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。→下請法違反です！



3月の税務と労務

- 一 税 務
- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
 - ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
 - ★前年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
 - ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
 - ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
 - ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
 - ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
申告期限…3月15日
 - ★国外財産調査書の提出…3月15日
 - ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
 - ★個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日
 - ★1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3月31日
 - ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
 - ★法人・個人事業者（前年12月分及1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
 - ★7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…3月31日
 - ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
 - ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…3月31日
 - ※新型コロナウイルスの影響により、確定申告の期限が4月15日（木）まで延長となりました
- 一 労 務
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…3月31日

新型コロナウイルスの影響により経済は深刻なダメージを受けましたが、非接触・非対面を前提とした新たな生活様式に対応する形で急速にデジタル化が進展したという側面もあります。▼デジタル技術の進化に伴い、あらゆる業種・業態において、これまでになく新しい商品やサービス、ビジネスモデルが創出されています。デジタル技術を活用した社会改革（デジタル・トランスフォーメーション…DX）は、新型コロナウイルスが収束した後でも後戻りすることはないでしょう。

新型コロナとデジタル化

う。▼DXとは、「IT（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務から組織・文化・風土までを変革するとともに、企業が新たな価値を創出して、社会や人々の生活を向上させる取り組み」と定義されています。中小企業にとってDXはコストカットや業務効率化という意味だけでなく、社内の構造改革を図る意味でも重要です。人員や予算といったリソースの限られた中小企業こそ、DX化によるメリットは大きいといえます。